

## 政策決定会議概要（1月13日開催分）

日 時 令和4年1月13日（木曜日）11時45分～12時10分  
場 所 市役所本館2階 会議室

### 【案件】ごみ手数料等の見直しについて

#### 出席者

委員 市長、副市長、市政統括監  
担当部 市民部長 市民部副理事 環境クリーンセンター所長 同参事  
事務局 市政統括政策推進室職員

#### 確認事項

- ・ごみ手数料の見直し及び動物の個別火葬の新設の有無について

#### 結 論

- ・素案を了とし、条例改正等を実施すること。
- ・条例改正内容について、十分に市民に周知すること。

#### 質疑・意見等

Q: 処理困難物から排出禁止物へ移行することにより、不法投棄物の収集への影響はあるか？

A: 不法投棄物に関しては、排出禁止物・処理困難物を問わず市で処理しており、本改正による影響はない。

Q: 手数料の見直しについて市民に影響がある場合、パブリックコメントが必要ではないか？

A: 箕面市パブリックコメント手続に関する指針「第3・1」において、パブリックコメントを行うことが望ましい対象として「市民の権利を制限し、又は義務を課す制度等の制定及び改廃」とされているが、これに該当する事案であってもパブリックコメントになじまないものの例として、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する制度等の制定及び改廃に関するもの」とされており、本案件はこれに該当するため、パブリックコメントを実施しない。

なお、手数料改正を行う13項目中、7項目が市民の負担に実質変化がなく、2項目は選択的に追加負担することによってより高いサービスを受けられるようにするものであるため、これらについてはそもそもパブリックコメントの必要性はないものとする。

Q: 市民に対し、どう周知するのか？

A: 施行は令和4年10月1日であり、約半年間の周知期間を設けている。  
環境クリーンセンターでの周知パンフレットの配布に加え、もみじだより、  
箕面くらしナビなども活用し、十分な広報を行っていく。

以上